

令和5年度

松山市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松山市監査委員

松 監 第 32 号
令和 6 年 8 月 27 日

松山市長 野 志 克 仁 様

松山市監査委員 大 宿 有 三

同 森 岡 研 二

同 白 石 勇 二

同 山 本 智 紀

令和 5 年度松山市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条
第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度決算に基づく健全化判
断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書
類を松山市監査基準に準拠し審査した結果、次のとおり意見を提出しま
す。

目 次

第 1 審査の対象	-----	1
第 2 審査の期間	-----	1
第 3 審査の着眼点及び実施内容	-----	1
第 4 審査の結果及び意見	-----	1
1 健全化判断比率	-----	2
2 資金不足比率	-----	3
参 考		
1 松山市の会計区分と健全化判断比率等の対象	-----	4

凡 例

- 1 ポイントとは、百分率（%）間の単純差引数値である。

第 1 審査の対象

1 令和 5 年度松山市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和 5 年度松山市資金不足比率

- (1) 水道事業会計
- (2) 簡易水道事業会計
- (3) 工業用水道事業会計
- (4) 下水道事業会計
- (5) 鹿島観光事業特別会計
- (6) 卸売市場事業特別会計
- (7) 松山城観光事業特別会計
- (8) 道後温泉事業特別会計

3 算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 11 日から令和 6 年 8 月 8 日まで

第 3 審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づいて作成されているか、その計数が正確であるか、健全化判断比率及び資金不足比率が健全性を確保しているかについて、各会計歳入歳出決算書、附属書類等との照合調査を行い、計数の正確性及び財政状況、経営状況の健全性について審査した。

第 4 審査の結果及び意見

第 1 から第 3 まで記載のとおり審査した限り、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、各会計歳入歳出決算書、附属書類等との照合調査を行った結果、その計数は正確であり、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を超えておらず、いずれも健全性を確保していると認められた。

今後においても、健全化判断比率は早期健全化基準の数値以上、資金不足比率は経営健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な財政運営に取り組まれたい。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況は次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減(注 4)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1)実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
(2)連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
(3)実質公債費比率	7.8	7.9	△0.1	25.0	35.0
(4)将来負担比率	20.3	24.3	△4.0	350.0	

- (注) 1 実質赤字比率は、実質赤字額がない場合「—」と記載する。
 2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がない場合「—」と記載する。
 3 実質公債費比率は、3か年の平均である。
 4 増減について、増は財政運営の悪化、減(△)は財政運営の改善を示す。

(1)実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、当年度の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率はない。

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

[算定式]

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、当年度すべての会計の実質収支額の合算が黒字であるため、連結実質赤字比率はない。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものである。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

当年度の実質公債費比率は7.8%であり、前年度に比べ0.1ポイント低下(改善)している。

(4)将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

[算定式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

当年度の将来負担比率は 20.3% であり、前年度に比べ 4.0 ポイント低下(改善)している。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
(1)水道事業会計	—	—	20.0
(2)簡易水道事業会計	—	—	
(3)工業用水道事業会計	—	—	
(4)下水道事業会計	—	—	
(5)鹿島観光事業特別会計	—	—	
(6)卸売市場事業特別会計	—	—	
(7)松山城観光事業特別会計	—	—	
(8)道後温泉事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合「—」と記載する。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

なお、当年度すべての公営企業において資金不足が生じていないので、資金不足比率はない。

【参考】

1 松山市の会計区分と健全化判断比率等の対象

会計区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率				
一般会計等	一般会計		↑ ↓	↑	↑	↑					
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計									
		勤労者福祉サービスセンター事業特別会計									
		公債管理特別会計									
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計	国民健康保険事業勘定特別会計									
		介護保険事業特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		駐車場事業特別会計									
		競輪事業特別会計									
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計		↓						
			簡易水道事業会計								
			工業用水道事業会計								
			下水道事業会計								
	法非適用企業	鹿島観光事業特別会計						↓			↑ ↓
		卸売市場事業特別会計									
		松山城観光事業特別会計									
		道後温泉事業特別会計									
一部事務組合・広域連合											
松山養護老人ホーム事務組合 松山広域福祉施設事務組合 松山衛生事務組合 松山市、東温市共有山林組合 愛媛地方税滞納整理機構 愛媛県後期高齢者医療広域連合											
地方公社・第三セクター等											
松山市土地開発公社 松山国際交流協会 松山市男女共同参画推進財団 松山観光コンベンション協会 松山市文化・スポーツ振興財団 松山市学校給食会											